

## 大規模災害時における支援活動に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、石狩市内及びその関連する地域において大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、原則として大規模災害時において、甲の協力要請に基づき乙が地域貢献活動の一環として協力を行う際に、被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な支援活動を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 この協定に定める大規模災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に別記第1号様式により要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難しい場合は、口頭により要請したときに発動するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

### （協力範囲）

第3条 乙は、前条による甲の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、乙に所属する会員パートナー企業及びその従業員等、個々人が持つ専門技能、各種関係団体とのつながり等を活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- （1） 支援物資等の調達活動及び受付
- （2） 支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動
- （3） 物流業を中心とする専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- （4） 石狩市内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換
- （5） 甲が指定する緊急車両等への燃料の優先給油
- （6） その他甲乙協議により定めた活動

2 前項に掲げる乙の活動に対して、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整広報等の支援を行うものとする。

### （費用）

第4条 支援物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、実費分につき甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第5条 乙は第3条第1項各号に定める活動に際し、やむを得ぬ事由が発生しその活動等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び大規模災害時の対応に関する情報交換を行い、備えるものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡窓口は、「連絡体制表」(別記第2号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協定の普及及び啓発)

第8条 乙は、大規模災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員パートナー企業及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義が生じたときは、甲乙協議して対応を定めるものとする。

令和3年12月1日

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

甲 石狩市  
市長 加藤 龍 幸

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階  
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長 和 佐 見 勝